

事業者排出量削減計画書

		<input checked="" type="checkbox"/> 新規 <input type="checkbox"/> 変更					
(宛先) 京都市長		平成26年 9月30日					
住所(法人にあっては、主たる事務所の所在地) 大阪府大阪市東成区神路三丁目8番36号		氏名(法人にあっては、名称及び代表者名) FCM株式会社 代表取締役 市居 律雄 電話 06-6975-1321					
主たる業種	電線・ケーブル製造業(光ファイバーケーブルをのぞく)	細分類番号	2 3 4 1				
事業者の区分	<input checked="" type="checkbox"/> ア 京都市地球温暖化対策条例第2条第1項第6号 <input type="checkbox"/> イ又はウ <input type="checkbox"/> エ						
計画期間	平成26年4月から平成29年3月まで						
基本方針	エネルギー消費効率の改善、電気の使用に係わる原単位を省エネ法に基づき対比1%以上の低減を目指す。						
計画を推進するための体制	改正省エネ法により、2010年10月に特定事業者として全社が指定された。これにより11月9日の経営会議にてエネルギー管理統括者とエネルギー管理企画推進者の選任を実施、省エネ活動を強化する。(継続)						
温室効果ガスの排出の実績及び削減の目標	温室効果ガスの排出の量	基準年度 (23~25)年度	第1年度 (26)年度	第2年度 (27)年度	第3年度 (28)年度	増減率	
	事業活動に伴う排出の量	4,096.4 トン	3,730.9 トン	3,700.0 トン	3,650.2 トン	-9.8 パーセント	
	評価の対象となる排出の量	3,867.5 トン	3,730.9 トン	3,700.0 トン	3,650.2 トン	-4.5 パーセント	
	目標の根拠	銅線の取扱量により増減の変動が生じるが、エネルギー消費効率の改善、電気の使用に係る原単位を省エネ法に基づき対比1%以上の低減を目指すことで、温室効果ガス排出量の削減を進める。					
原単位当たりの温室効果ガス排出量等	事業の用に供する建築物の用途	原単位の指標	基準年度 (25)年度	第1年度 (26)年度	第2年度 (27)年度	第3年度 (28)年度	増減率
	工場	事業活動に伴う排出の量 (生産数量/100)	7.94	7.85	7.35	6.85	-6.33 パーセント
		事業活動に伴う排出の量 ()					パーセント
	原単位の指標及び目標の根拠	エネルギー消費効率の改善、電気の使用に係る原単位を省エネ法に基づき対比1%以上の低減を目指す。					
重点的に実施する取組の実施計画		基準年度 (25)年度	第1年度 (26)年度	第2年度 (27)年度	第3年度 (28)年度	備考	
		63.0 パーセント	63.0 パーセント	90.0 パーセント	118.0 パーセント		
具体的な取組及び措置の内容	(26)年度	大型部門の不良率低減 照明器具のLED化(一部変更)					
	(27)年度	DCモーターINV化 コンフォーム製品への切り替え					
	(28)年度	DCモーターINV化 コンフォーム製品への切り替え					
通勤における自己の自動車等を使用することを控えさせるために実施しようとする措置	措置の内容	ノーマイカーデーの設定(1回/月)					
	上記の措置を採用する理由	試行協力の呼びかけ					
森林の保全及び整備、再生可能エネルギーの利用その他の地球温暖化対策により削減する量	区分	第1年度 (26)年度	第2年度 (27)年度	第3年度 (28)年度	備考		
	森林の保全及び整備によるもの	0.0 トン	0.0 トン	0.0 トン			
	地域産木材の利用によるもの	0.0 トン	0.0 トン	0.0 トン			
	再生可能エネルギーを利用した電力又は熱の供給によるもの	0.0 トン	0.0 トン	0.0 トン			
	グリーン電力証書等の購入によるもの	0.0 トン	0.0 トン	0.0 トン			
	温室効果ガス排出量の削減効果分又は温室効果ガスの吸収効果分の購入によるもの	0.0 トン	0.0 トン	0.0 トン			
	合計	0.0 トン	0.0 トン	0.0 トン			
地球温暖化対策に資する社会貢献活動	・IV化、生産プロセスの変更(工程削減) ・夏期(7月~9月)の平日電力使用量を抑える為に電休日を設定(関西電力と協力)						
特記事項	・会社周辺の夜間の騒音測定実施。 ・毎朝工場周辺の清掃活動を継続して実施。						

注 1 該当する口には、レ印を記入してください。特定事業者以外で自主参加される事業者の方は、レ印の記入は不要です。
 2 「細分類番号」とは、統計法第2条第9項に規定する統計基準である日本標準産業分類の細分類番号をいいます。
 3 「基準年度」とは、計画期間の前年度又は計画期間の前の三年度の事業活動に伴う排出の量又は原単位の数値の平均をいいます。
 4 「増減率」とは、基準年度と比較した計画期間の平均の増加又は減少の割合をいいます。